

直方市監査委員 大 場 亨  
直方市監査委員 中 西 省 三

### 定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第 9 項によりその結果を提出し、かつ、公表する。

#### 記

#### 1. 監査の対象 市民部 保険課

① 監査の期間 令和 5 年 12 月 1 日から  
令和 5 年 12 月 28 日まで

#### ② 日程及び実施場所

- 概要聴取 令和 5 年 11 月 27 日 (監査委員事務局)
- 備品検査 令和 5 年 12 月 14 日 (保険課執務室)
- 監査講評 令和 6 年 1 月 17 日 (監査委員事務局)

#### 2. 監査の方法

今回の定期監査は、令和 5 年度(令和 5 年 10 月末日現在)における保険課の所管に係る財務事務等を対象に関係資料の提出を求め、職員から説明を聴取し実施した。

#### 3. 監査の着眼点

- ① 前回の指摘・注意助言事項の検討・改善が行われているか。
- ② 予算執行、収入、支出等の事務は適切かつ効率的に行われているか。
- ③ 事務事業の執行にあたっては、住民の福祉の増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか。
- ④ 事務事業の執行が法令、条例、規則、予算及び議決等に基づきなされているか。
- ⑤ 文書の処理方法、諸帳簿の記帳整理は適正に行われているか。

- ⑥ 業務に潜在するリスク管理（チェック体制）の整理は適切に行われているか。また、その体制は有効に運用されているか。
- ⑦ 各種の契約が、契約の公平性、透明性を確保しているか。
- ⑧ 補助金等は、規則等に基づき額の算定、交付方法等が適正に行われているか。
- ⑨ 公金収納が、財務規則に則り適正に処理されているか。
- ⑩ 物品の出納保管は、適正になされているか。
- ⑪ 歳入調定の対象を的確に把握し、適正に調定と収納が行われているか。
- ⑫ 事務処理等のチェック体制は適正に行われているか。
- ⑬ その他特に必要な事項

#### 4. 監査の結果

指摘項目	指摘の内容	指摘の根拠	監査委員意見
公印について	所管する協議会の公印について、備品台帳には登録はされているものの、公印を管理する規程等が定められていない。	<b>直方市公印規則第4条</b> 公印の名称、書体、形状及び寸法は、別表第1のとおりとし、そのひな型は、別表第2のとおりとする。	公印を管理する規程等がないため、直方市公印規則に準じ、適正な公印の取扱いをされたい。

所有する備品については、備品番号が記載されていないものが数点見受けられたが、備品票の備品番号がかすれているものはなく概ね適正に管理されていた。

金券類等受払簿に記載されている切手、レターパック、プリペイドカードについては、記載、保管ともに適切に管理されていた。

コピー用紙の供給量においては、今年度の組織変更により事務事業が増加しているものの、昨年度より減少している。

また、書類を提出する際の起案文書において、「施行情報」の「発送日」が「未発送」となっているもの、「施行情報」に添付ファイルが登録されているが「添付情報」には登録がないものが見受けられたが概ね適正に処理されていた。注意・助言等の内容については、文書管理事務マニュアルを参考に引き続き適正な事務処理を望むものである。